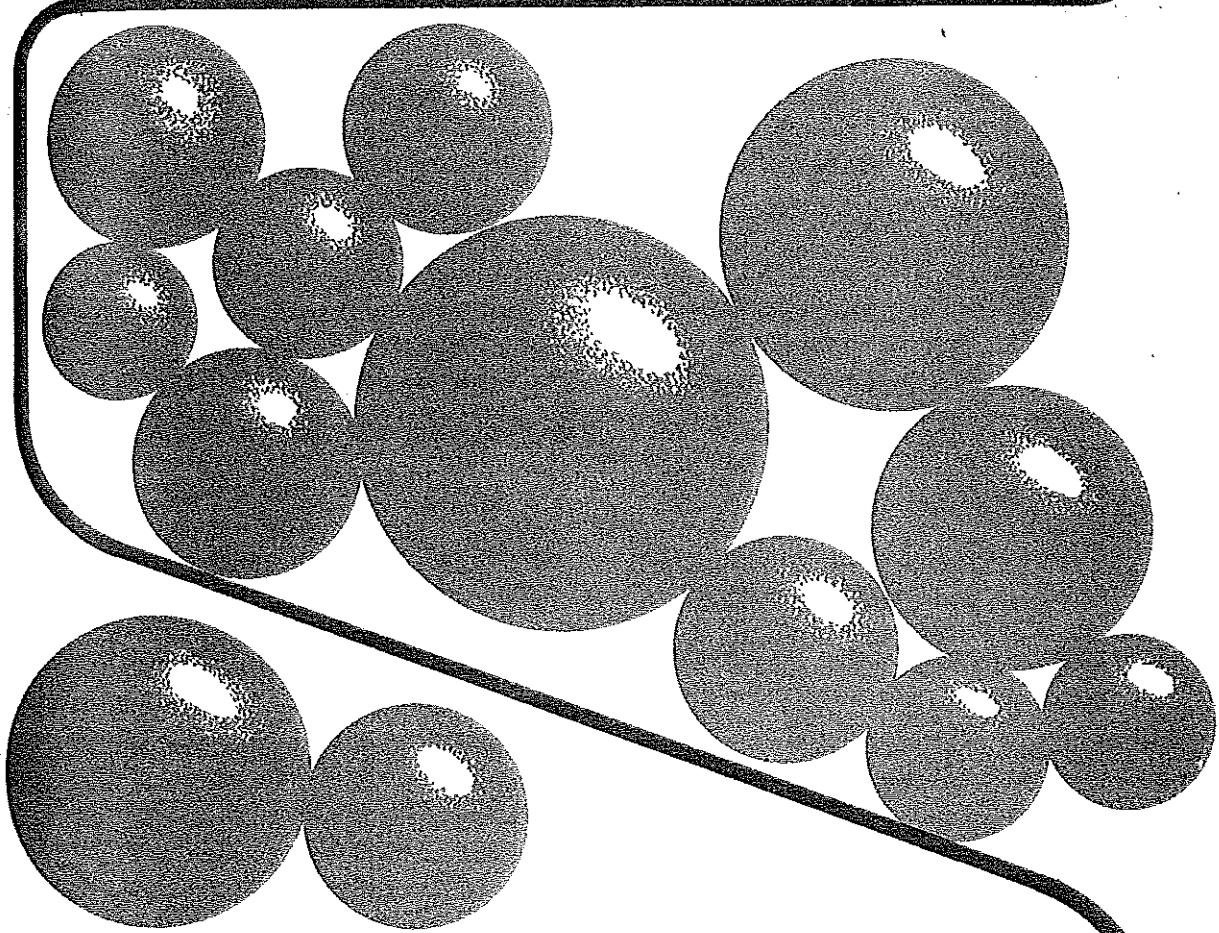


# 北海道行政書士会報



'73/7

No.70

- △ 日 行 連 總 会 概 況
- △ 行 政 書 士 制 度 論
- △ 監 察 委 員 會 初 会 合



# 考える力のある行政書士たれ！

副会長 黒島 宇吉郎

『はかられて』副会長に選任されただけに、その責任を痛感している。

行政書士ではメシを食うことが出来ない、私共の仲間からよく聞く言葉である。食うことが出来ないのではなくて、食うための努力をしないのではないだろうか？ 私共をとりまく生きとし生きるものは、先天的に生きるためにコン限りの力を注いでいる。万物の長たる人間（行政書士）は、他の生物にはない考える力をもっている筈、ところが食うことが出来ないと歎いている仲間は、自己に考える力（知恵）のあることを忘れてはいないだろうか。

行政庁の窓口サービスは住民本位に改善されつつあるが、そうでない面もある。戸籍などの諸届は、行政書士が手掛けることは殆どないが、不動産相続登記の場合、相続の立証書類の作成は、専門的知識がいるもので、当然行政書士の力が必要になっている。頭の働く方である。

副会長就任を機会に、全道の仲間の頭を働かせるために業務研修のカンフル注射を思い切り打ってみたいと考えている。

迷医の聴診器が、ピタリ患者を再起させる因になることを信じている。

## —第70号 もくじ—

考える力のある行政書士たれ！	
業研部 研修+研修=職域確立	1
48年度日行連絡会概況	2
監察部・企画部・業務研修部合同協議会で'48事業細目決定	4
監察部正確な情報収集、ち密な情報分析	4
監察委員会の設置、理事会承認（書面議決）	
各支部の協力が鍵	4
企画部パンフレット、ポスターでPR	5
監察委員の選考終る	6
本会のうごき	6
各支部のうごき	6
役員の1部変更のお知らせ	7
行政書士の職域について	7
行政書士制度論	8
一改正法の意味するもの(2の2)	
行政書士の業務で生活を確立するためには	9
日行連絡会に出席して	11
旭川支部総会に出席して	13
釧路支部総会、無料相談、非行政書士対策を強化	13
少数精鋭主義により前進図る札幌支部	13
空知支部総会を開く	13
会員のうごき	14
まず歩き始めよう	14
支部めぐりーその5ー旭川支部の巻	16
編集後記	

## 業研部

# 研修+研修=職域確立

職域確立は口頭禪ではなく、行政書士の明日の否、本日現在の生活に影響するものだけに、市町村民も含めて諸官庁に大声でこれを叫ぶ以上、責任ある本会では、受け入れ体制を固めることを痛感している。その具体策が6月8日3部合同協議会で決定した。内容は下記のとおりで、本会主催ブロック別研修会は、どのブロックでも食品衛生を主軸にし、これにその地区にふさわしいと予想されるものを付け加える。そして講師は、科目によ

っては本会会員のエキスパートと現地官庁職員がなり、テキストは既刊のもの外、開催日までに7専門委員長段階で刷成できる見通しをつけた。次は前年度好評だった全道研究会を、地方では人的に困難だから、本年も札幌で開催する。また、支部主催研修会を極力すすめる等会員には、本会支部の両面作戦で研修を積み重ねて、行政の裏方としての資格実力にみがきをかけることとした。

記

### 1. 業務研修会（ブロック別）

とき	ところ	ブロック	科目
8月下旬	釧路市で	釧路、根室、十勝	食品、風俗衛生、運輸
9月上旬	北見市で	北見、網走	食品、風俗衛生、運輸
9月中旬	旭川市で	旭川、留萌、宗谷、空知	食品、風俗衛生、運輸、民事
10月上旬	函館市で	函館、室蘭、日高	食品、風俗衛生、農地

注 講師は、運輸は葛西義雄理事（札）、食品衛生は現地の官庁の予定。

### 2. 全道業務研究会

とき 11月3日4日

ところ 札幌市で

テーマ 民事の実例（研究発表）

注、会のどちら方は在札幌理事に一任する。

### 3. 支部研修会に対する助成

- (1) 研修会計画案を各支部から6月末までに提出を求め  
実施支部には、会場使用料、講師手当、受講者1人当たりの各助成を本会から支出する（特集号の掲載の事業計画案参照）

- (2) まだ研修会を開催しない支部には、支部主催研修会開催を押しつけないで、その以前のこととして、総会を開くよう本会がすすめる。出来うれば、隣接支部と密接に打合せ協議して、実施することが望ましい。

### 4. 業務資料の刷成

- (1) 「自賠責」の資料は6月中にメドをつけ、完全印刷する。
- (2) 「建設」は道路指定、建築確認の申請を、「土木」は道路及び河川敷地の専用申請、並びに水利使用申請それから図面作成の基本について、「農地」は3条、4条5条の各申請と届けについて、既刊資料も勘案して作成するが、原稿出来上がりは8月20日ころとする。

## 48年度日行連総会概況

### 本会の黒島、細木代議員大活躍

#### 総花的役員選出で運営強化図れるか？

「日行連総会は6月16日午前10時熱海市つるやホテルに自治省行政課長はじめ友好団体代表者、全国単位会代議員172名（内、委任状22）が参集、47年度の事業計画及決算の報告、48年度の事業計画及予算並びに会則一部変更を審議し、役員改選を行い、午後5時すぎ閉会した。

お宮の松と海に面したこの会場は眺望もよく、議長席には藤山本会会長の好意による鈴蘭の花が飾られ、議場の空気を和やかにしていたかに想えたが、会の運営全般について、縦と横の連絡がとれていないため、進行係（総務部長）がマイクをもったまま立往生すること多く、黒島代議員が大声で激励し、他の代議員も所々で歎声を発し、開会そうそう「うまくいくかな？」という懸念が、会場を覆った。叙勲になった老会員が来賓席から勝手に発言したのは、町内会打合会で長老がなんとなく発言するのに似ており、組織体の総会議場のルールを外しているため、これまた黒島代議員が再三制止して沈黙させた（議長は何らの制止もしない）。事業報告の内容が会務報告だったり、事業計画の配列が順不同だったり、報行部の答弁が、極く一部を除いては、質問の核心にふれるどころか、答弁資料が不足というより、答弁出来ない報行部の勉強不足が目立った。

各代議員は時々質問したが、細木代議員が事業報告の内容分析、黒島代議員が監査意見書に対する執行部の考え方、いずれも現執行部を、或は激励し、或はウワサというより、その恥部を余すところなく会員の前にさらしたもので、苦りきった執行部をよそに、会場から拍手で迎えられた。質問大要は次のとおりだが、答えがはっきりしていないのが特長である。一括質問の形式をとったが、答弁がバラバラではっきりしないもののが多かったので、個々の事例により、一問一答形式で掲載した。

細木—監査意見書に対する鈴木会長の考えは。

会長—全部ウソではない。監査結果の弁明と思う。

細木—39年6月法改正で、法19条1項但書の「正当な事由……」が削除され、空文化しているが、見解は。

庄司総務部長—業務として行い、反復継続し、報酬を得た場合については、自治省の見解ははっきりしている。

細木—国民金融公庫の利用はどういうことか。

原厚生部長—設備資金なら融資可能である。未知の書士へ普及したい。扱いも簡素化したい。

細木—運輸交通対策特別委員会のその後の進行を知りたい。釧路市所在、社団法人根釧自動車協会は、47年度事業報告として48,349件を登録し、前年度に比べ1万



藤山会長と本会代議員

件増である。ここに行政書士1名を雇い、48年度は登録申請書作成料として、1件300円×75,000件=22,500,000円を見込んでいる。書士の給料も計上している。車検登録事務センターとの打合会も正式に計画しているが、この分だけ我々書士は職域を侵されている。定款を変更し、登録申請書類作成業務を追加すべく、陸運局に申請したが、釧路支部の申入れで、目下チョイ待ちである。

青木副会長—会までの経過は会報掲載のとおり。目下自販連と銳意交渉を進めている。先方も違法を認めた。

半面、今まで書士がこの業務を放置したことを衝いている。連合会としては、受け入れ体制を考えていれば、自治省も自重を望んでおり、円満に解決したい。

細木—運転免許証の具体例が知りたい。

佐藤副会長—法が改正された。カラー写真だが、1部は試験場内で撮影出来る。大、中型車は前記場外で撮影する。地方で白黒の複写したものを使っている。もちろん書類は書士が作成する。



細木—過年度会費はどうなっているか。

大津副会長—群馬、大分は納入済み、島根は当該会長が努力中である。東京会は、5月5日の理事会で未納分を打切ることにした。金額は316,000円である。

細木—日行連顧問は、自民党議員が多いが、偏っていないか。

会長—単位会長の推選によるものだ。

細木—業務指導は、単位会の役員と話し合う、と昨年の総会で黒島代議員の質問に答えたが、実行したか。

(答)—一度行った。

細木—少ないとと思う。どうも執行部の答えは、私の質問に答えていない。しっかり答えてほしい。

黒島—監査意見書について質問する。

意見書3ページにある一部の役員とは、誰か？名前を知りたい。かかる反行政書士は、今日このあとの役員改選に関係すると考えられるので、はっきりしてほしい。

木村監事—監事の責任上、私から答える。監査にはどこの圧力もないし、監査報告には粉飾のないことを明言する。旅費がWって支出されたのは、佐藤、小田両氏である。通信費のWりは佐藤氏であり、出張事務手続上の領収証、印鑑に不備があったのは、大津、宮沢両氏である。

佐藤副会長—旅費はWっていない。全額連合会に寄付した。その証拠として貯金通帳を作った（現物を示す）。通信費は、1昨年部長会で決まったが、Wってもらっていない。

宮沢経理部長—監査で指摘の翌日改めた。旅費は事務当局の記載ミスである。

大津副会長—落印があったので、すぐ改めた。

代議員（大阪）—旅費のWり30万円余りは、東京会の未納会費に充当したというの真か？

黒島—東京会の30万円余は、良心の苛責にたえかねて旅費を積み立てたのではないか。

佐藤副会長—そんなことはない。

木村監事—私は、旅費を不正にとったとは云はない。出張命令、復命書、領収証などでおかしい点がある、ということも指摘したのだ。

黒島—監事が指摘しなかったら、このまま押し通すのか。監査意見書を新しい執行部へ申し送る考え方あるか。

会長—意見書を尊重し、改善策を実施している。申し送ることとする。

黒島—広報部員に手当？を支出しているが、支出は如何なる方法によったか。

宮沢経理部長—編集は技術を要するものなので、橋本会長時代からも少しは支出していた。今回は部長会にはかって支出した。



黒島—兵庫会作成の原稿に10万円支出したのか。

宮沢経理部長—部長会にはかり、支出した。

黒島—突如手交された公開詰問状という怪文書に対する会長の卒直な意見、及びテキスト不買運動者をどう考えるか。

会長—かかる役員のことは知らない。1人も居ないと思う。まことに残念なことで、お互に立場を尊重することが大切と考える。

黒島—執行部は統一されてないという感じを伝えて、質問を終る。

## 監察部・企画部・業務研修部

### 合同協議会で '48事業細目決定

監察部、企画部、業務研修部の合同協議会が、6月8日午後1時札幌自治会館に

藤山会長、星、黒島両副会長（兼務部長）、葛西、成田、橋本、平沢、佐藤（三）、木川の3部のメンバーが出席、激しく動き変る行政部門の中で、行政書士が20年近く放置した職域を戻してもらう為に、外に対して声高く呼びかけ、その為にも会員が7部門の専門業務について実力を確実につける、以上の業務の進行状況と、それぞれの時点での判断にたって行う監察制度の活用について、具体的に協議した。現執行部としては、残りの任期1年足らずだが、「諸般の事情により残念ながらこの事業は中断云々……」というケースは極力避けて、勢力的に事業計画を推進する体制を強化しており、その実際的効果は、全国単位会の中でも目立つ本会だけに、大いに期待されるものがある。

（3部の事業細目は、別稿参照）

### 監察委員会の設置 理事会承認（書面議決） 各支部の協力が鍵

5月29日午後1時札幌経済センターで常任理事会が開かれ、藤山会長、星、黒島副会長、中野、荒、石川、葛西、木川、平沢各常任と小城綱紀委員長が出席して、当面する諸問題と総会で可決された事業計画を、どう推進するかを協議した。新しく設置した監察部は、職域確立のため外部に対して行政書士会が打ち出す一大施策であり、それだけにこの部の構成、仕事の進め方は各方面が注視することになる。常任理事会の考え方は、部長、副部長、部員各1名しかも部長は星副会長が兼務という量、

## 監察部

### 正確な情報収集 緻密な情報分析

監察部の事業計画は1.職域確立2.非行政書士対策であり、その仕事は前号（総会特集号）を参照してほしいが、この部が取扱うものは、全部個人の権利義務である、つまりプライバシーであり、極秘扱いである。

部の行動は慎重を要し、果断が望まれる。それだけに情報の収集、資料の判断に対する正確度が肝要なので、別項の監察委員会の動きは会の内外から注視されるもので、星部長（兼務）としては、葛西副部長に他の部会には出来る限り出席してもらい、情報を集めたり、情報分析の糸口をさぐる等、会という組織の中でも連絡を密にして、監察部の正常な運用に努めることにした。

質ともに人的濃度が薄い現状である。会員がこの部にかける期待にこたえるためにも、「監察委員会」を設け、その構成は部外から法律の学識経験者、部内から支部長以外の会員が委員となる、そして支部長は、管内の違反事実を統轄して、監察に協力してもらう。これがこの委員会の人的あらましであるが、同委員会設置に関して当然理事会を札幌に招集するべきところ、財政時期両面の事情からして書面議決によることになった。また、職域確立と裏腹の関係にある研修会研究会、書士制度のPR等の具体策は、総会可決の線に沿い、6月8日企画、業研合同協議会で細かな点を決定することにした。

### 理事会満票で承認

「監察委員会の設置」に関し、6月13日付北行第31号で会長が各理事に対し賛否の書面議決を行った。結果は、賛成20　否0　（満票）

で、監察委員会の設置は、理事会で承認された。

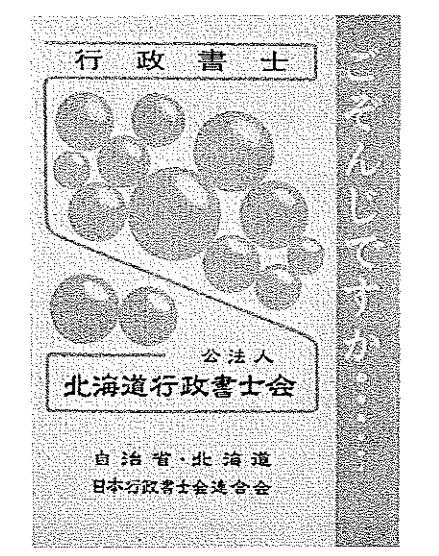
## 企画部

### パンフレット、ポスターでPR 「行政書士」の名を拡める

永い年月放置された業務を、行政書士自身が原点に戻って立ち上がる意識をはっきりもつたために、同時に住民に行政書士制度を普及するのに、企画部が乏しい予算の中で、強引に獲得したのは、パンフレット、ポスターによる社会への訴えである。パンフレットは日行連の後押しもあって、自治省が今回限りという条件付きで、同省の名が印刷された、10万部を印刷するが、本会が2万部を受けもち、残り8万部は各支部に人数割りで配付し、支部分の活用は支部長判断に一任する。ポスターは5,000枚→10,000枚が刷成されるが、両者とも視覚に訴えるために、色刷りによる図案と文字の組み合せがミソで、支部によっては市町村の広報紙に挿入や、町内会事務所等の働きかけ等、1日も早い刷成が望まれている。

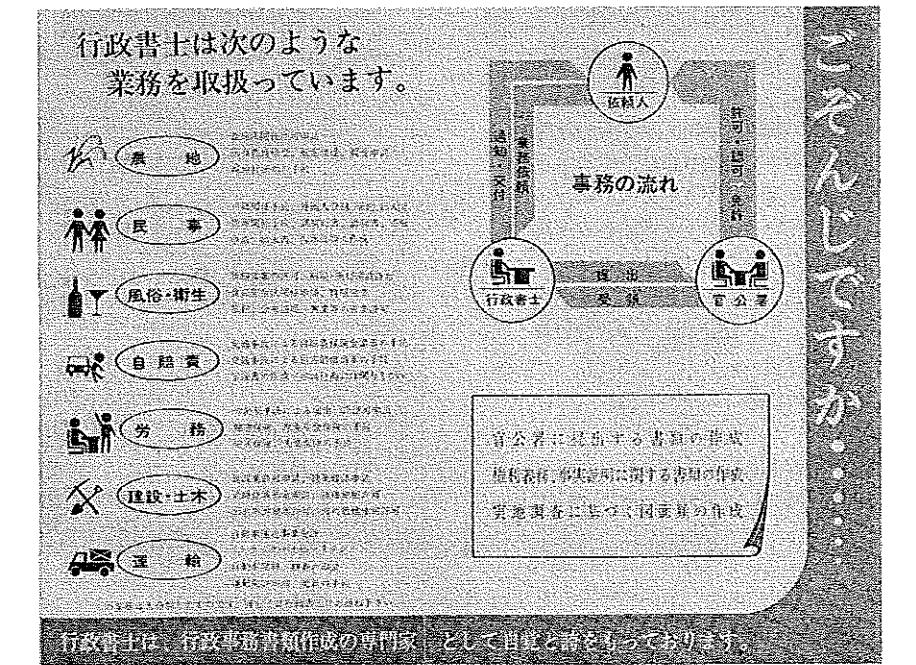
会員のパイプ役をつとめる会報は、編集委員会方式で一層親しみ易い会報としてニュース感覚を主体に編集するが、必要によっては臨時発行も考えており、会員から

### パンフレット（1）



の寄稿、会報に対する意見をも委員会では心から待っている。このほか、本会理事と支部役員の勉強会を、理事会、支部長会の開催時にその会議を1日延長して開き、役員としての会員の指導や、会運営のための必須事項をお互に勉強するもので、若い書士の擔當に負けないためにも、会の発展の面からもこの勉強会は、その内容が楽しみである。

### パンフレット（2）



## 監査委員の選考終る

## 各支部に推進員を依頼

6月27日本会事務局で監査部会を開き、監査委員の選考を行った。正、副会長と葛西副部長が協議の結果、名称は監査委員会、委員は情報の収集と分析、そして大所高所からの適確な決断を要求されるので、学識経験があり、行政的視野からこの仕事の出来る人、そして実行力と若さの3点から、下記のとおり選考し、青行会会長と本人の内諾も得ており、委嘱状を発送することになった。また、この委員会は、支部の力が大きくものをいうので、各支部から1名の推進員を推せんしてもらうことになった。

記

監査委員会委員長 葛西義雄(7月6日委員会で決定)  
委員 阿部孝一(行政) 松下忠(司法)  
船水堅吉、南部曉四郎、大滝 茂  
佐々木兄弟(以上4名は青行会員)

第1回監査委員会を、7月6日第一ホテルに於て、開催することに決定した。

コント

## 労使団交

組合執行委員(A)は社長(B)に対し社長室において賃金ベースアップの交渉をした。  
A「社長今の物価高の折現在の給与ベースでは吾々の生活は困難であるので現給与高に一律に2万円上積みのベースアップをしてもらいたい。」

B「アッそうわかった。それで君1年は365日ですね」

A「ハー？」

B「このうち日曜日と祭日と年末年始、北海道神宮祭とお盆の日を加えると全部で72日ありますね」

A「ハー？」

B「そうすると365日より72日を引くと293日だヨ」

A「ハー？」

B「それに半日勤務の土曜日が52日で1日に換算すると26日でこれも引くと残り267日となるね」

A「ハー？」

B「君1日24時間のうち当社の所定労働時間は8時間だから267日の3分の1は89日分となりこれで君ベースアップが出来ますかネ」

A「?????」

X生

## 本会のうごき

月 日	業 務 内 容	場 所
4. 6	部長会議	事務局
10	監査会	事務局
13	常任理事会	愛生館2F
14	民事業務資料打合せ	事務局
24	助成金交付申請打合せ	道地方課
5. 11	部長会議	事務局
12	常任理事会	エルム会館
19	理事、支部長合同会議	函館市
20	第14回定期総会	函館市
20	理事会	函館市
26	部長会議	事務局
29	常任理事会	経済センター
6. 5	監査部協議会	エルム会館
8	企画、業務、監査部合同会議	自治会館
9	会報編集委員会	事務局
16	日行連総会、会長、代議員出席	熱海市
21	農地、建設土木専門委員会	事務局
27	業務打合(会長、星副会長)	道地方課
28	会報編集委員会	事務局

## 各支部のうごき

月 日	業 務 内 容	場 所
4. 15	室蘭支部総会	虎杖浜
21	空知支部総会	栗山町
30	網走支部総会	北見市
6. 2	釧路支部総会	釧路市
16	旭川支部総会	旭川市

## 役員の1部変更お知らせ

役員中、副会長白坂武雄氏、常任理事石道政治氏が都合で退任されましたので、去る5月20日の定期総会の議決を受け、更に同日理事会に諮り、次のように補選し役員の業務分担も一部変更いたしました。

記	退 任 新 任
副 会 長 白坂武雄氏	副 会 長 黒島宇吉郎氏(常任理事)
常任理事 石道 政治氏	常任理事 葛西 義雄氏(新)
	平沢 清一氏(新)

## 役員業務分担表

昭和48.5.20現在					
総務部					
担当副会長	役 員	郵 番	便 号	住 所	電 話
星 享克	部長 高田 敏一	060		札幌市中央区南7条西25丁目	561-9015
	荒 慶次郎	070		旭川市4条10丁目富国生命ビル	0166 23-4131
	後藤 煎	072		美唄市西1条南1丁目	01266 3-2300
	天野 晴清	089-33		中川郡本別町字本別北3丁目27	01562 2-2640
	浅利 正一	099-21		常呂郡端野町字端野	015756 -117

## 企画部

企画部					
担当副会長	役 員	郵 番	便 号	住 所	電 話
星 享克	部長 成田 正幸	060		札幌市中央区大通西15丁目 吉井ビル	641-3230
	平沢 清一	064		札幌市中央区南8条西4丁目 8条ビル	511-4763
	新藤 直	085		釧路市川上町7丁目2	0154 22-8161
	橋本 雄一	077		留萌市開運町3丁目129	01644 2-0899
	日向寺正幸	056		静内町字吉野町82	01464 2-1454

## 業務研修部

業務研修部					
担当副会長	役 員	郵 番	便 号	住 所	電 話
星 享克	部長 黒島宇吉郎	040		函館市千歳町27の15	0138 22-3165
	大堀 博之	047		小樽市花園町2丁目9の4	0134 25-7887
	木川 政蔵	069-13		江別市東野幌6番地(江別市役所交番)	01138 2-4141
	佐藤三千三	093		網走市新町1丁目2の8	01524 4-6728
	石川常次郎	049-56		虻田郡虻田町字栄町62	01427 6-2541

## 監査部

監査部					
担当副会長	役 員	郵 番	便 号	住 所	電 話
星 享克	部長 葛西 義雄	067		江別市3条3丁目14	01138 2-2015
	中野 敦雄	069-13		札幌市東区北28条東1丁目	721-0073
				夕張郡長沼町市街地	01238 8-2381

## 経理部

担当副会長	役 員	郵 番	便 号	住 所	電 話
稲波弥一郎	部長 長谷川寿延	063		札幌市西区琴似1条3丁目	621-6724
河東郡鹿追町南町1丁目22	平賀 昌夫	089 33		中川郡本別町字本別北見通104	01562 2-2522
	佐藤 武正	070		旭川市春光町5区219の7	0166 51-5027
01566 6-2417	丸山 大英	097		稚内市中央3丁目14-18 法経ビル	01622 3-2302

## 行政書士の職域について

留萌支部 橋本雄一

わたくし達は法の定める資格者としてその能力を認められ、強制会である单一会を地方ブロックごとに結成し、今日では社団法人として地方公共団体の行うべき登録業務までも昨年12月より実施し、単年度ながら道より補助会の交付を受ける団体まで成長いたしましたことは、誠に行政書士会員として、社会に有効な奉仕をするわれらの地位を、公的に確認されたことを強く感ずる次第であります。しかしながら、わたくしも昨年より一年間各位の推選により当会の理事となり、企画部門を担当してまいり、本年総会後あと一年の任期を残し、過ぎた1年間をふり返ってみたとき、一番強く感ぜられることはわたし達の職域が他の者によって逐次侵害されていることです。これは毎年「にせ行政書士」対策として、この一年間再度取りあげられましたが、一つには関係機関の協力を裁くことも必要であり会としても監査部もできる意義もここにあるのですから、今後の活発な活動を期待し、さらに一番大切なことは、会員の職域に対する自覚と精進であると考えます。兼職者が多いことが利害に「からんだり」としているのではないでしょか、「食える行政書士」になりたいなどという前に自分の業務の研究をすすめ、依頼者の信頼を充分受けられるような仕事を日々活発に行なうことが、「にせ行政書士」対策の根本であると思います。各会員は本年も各地で行われる研修会・講習会に是非参加していただきたい。1日、2日の講習で有意義な勉強ができるような資料は、今後各会員に配布されます。この資料を「ホコリ」をつけて飾っておくことなく、毎日の業務に有效地に役立て欲しいと思います。会員の数も年ごとに増加しています、新知識をより一層取り入れて、社会各般の要求に応ぜられるように自分の職業に高い誇りと自信をもって、毎日の業務に励げされることを、心より希望いたします。

## 改正法の意味するもの

——行政書士制度は「風前のともしび」か—— 2の2

釧路支部副支部長 細木貞次

(会報No69の3ページから続く)

また43年8月、自治省が実施した「地方行政の合理化に関するアンケート調査」に関する改革意見では、「行政書士の営業を自由化するか、あるいはなお規制措置を存続する必要があるか」という観点から検討すると、営業の自由化を主張するものが意見1、(行政書士の試験、登録制度は廃止し、営業は自由に行なうことができるものとする)を支持する(支持率:都道府県55.4%、市町村43.9%)のに対し、なお営業の規制の必要をいうものは意見2、(行政書士の試験、登録は行政書士会において行なうことによる改ためるものとする。支持率:都道府県23.9%、市町村19.6%)および意見3、(現行のままでよい。支持率:都道府県19.6%、市町村28.3%)の合計となる。この率は都道府県において43.5%、市町村においては47.9%に達し、意見1の支持率を4%上回っており……、にわかに結論を制度の廃止に導くことには問題があると思われる。従って、当面は制度についてその内容の簡素化を考慮して、意見2、(試験、登録は行政書士会において行なうことによる改ためる)によることとし将来、他の制度との関連において、意見1、(試験、登録制度は廃止し、営業は自由に行なうことができる)に即した改革を検討すべきものと考える」と述べ、当面の改革意見として、「(行政書士の)試験、登録は、行政書士会において行なうことになるものとする」(前掲「洞爺湖研修資料」47ページ)と結論しています。

これらの「改革意見ないしは答申」なるものを前提として、「改正の主たる点は、(行政書士の)登録に関する事務を行政書士会に委譲したこと、および行政書士会および行政書士会連合会に対し法人格を付与したことの2点につき、その他の改正事項は2、3の点を除き、いずれもこれら2点の改正に伴う関係規定の整備であると理解してさしつかえない」(前掲・自治省手嶋博利氏)と考えれば、今回の改正は、行政書士会側から要望した、制度の根本にふれる事項はすべて無視され、もっぱら政府側の「行政簡素化に資する」ために行なわれた

ものと解するのが妥当であり、「法人化」にしても、「すでに司法書士法等他の類似業法において、法人格が付与されているため、これらとの均衡を図る必要があったことと、行政簡素化の趣旨に合致する」(前掲・手嶋氏)からであります。

法改正の本質は、基本的に「行政の簡素化」が目的であり、つぎに予定されているのは、「試験の廃止」であり、そして「業務の独占性の緩和ないしは削除」と、終着駅を「制度の廃止」とするプログラムではないか、と危ぐの念をもつのは、あながちもう想的被害者意識によるものではないであります。

さらに重要なことは、登録事務の委譲とともに、「行政庁」とは異なる行政書士会が、登録の拒否の処分等については、全面的に「行政不服審査法による行政庁」としての「過酷な責任」を負わされることになったことです。

もし、全国47の単位会のすべてが、法令の定める登録事務を、あやまりなく円滑に実施することができなかつたときは、「制度の廃止」という名の終着駅行きのキップを与えられることは、火を見るよりあきらかです。

したがって、「画期的な飛躍」であるべき改正法は、同時に「制度の存廃」という重大な運命を握る「もろはの剣」ともいえるのです。

黒島発言の示す重大性は、まさにこの一点にあることを、わたくしたちは深く認識しなければなりません。

これをもって、「行政書士制度は風前のともしび」とするが、あるいはまた「直接、行政書士の適用を受ける者の自覚と責任にまたなければならない点の多いことを認識し、行政書士会の「形式のみならず実質的な組織の強化と責任ある行動」(前掲・手嶋博利氏)をもって、「災いを軽じて福となす」転機となしうるか否かは、一に会員ひとりひとりの意識にかかることがあります。

### 4、おわりに

地方支部活動において、支部長の個人的プレーの目だ

つ若干の支部では、「組織による全体会議で検討するといい体質を身につける」(星副会長・48.3.1付本会会報68号3ページ)ことが重要であり、「支部長は本会理事とする」(本会党任理事会の議案から——前掲会報2、12ページ)などという組織の基本をあやまるような次元の低い論議の横行する体質は、早急にあらためられなければなりません。

そして、全国の単位会の中で、理論的にも実践的にも、すぐれた幹部と組織をもつ北海道会は、日行連に有能な活動家を送り込んで、名実ともに弁護士会に比肩し得る組織を建設する責任があるということを、すべての機関で真剣な学習と、討論を展開し、将来へのあらたな展望と、社会の発展に即応した行政書士像の確立が望まれるわけです。  
(完)

## 行政書士の業務で生活を確立するためには!!

札幌支部 柏葉光雄

行政書士法制定以来20余年を経た今日、一般の人々には行政書士の業務の本質がまだ十分に理解徹底されていない現況であり、このことは行政書士を業とする者として痛感しているところであります。

しかし、行政書士の業務を細部検討すれば、他の〇〇〇士等の業務と比較してその分野は広大であり、現在で、約1,400種類の業務別があり、その強力なる施策と実行の好例によれば、はかりしれないものがあります。

わたくしは、行政書士を業としてから約3年余りを過ごしてきましたが、過日藤山会長のビジョンに基づき、札幌支部長の命により、行政書士業務の資料の作成を担当し、諸兄へ少しでも参考になるべきものをと研究編さんすべき榮を得まして、その一部の作業を完了したわけあります。

その一つ一つの業務には「法」「施行令」「規則」及び「道条例」「札幌市細則」、並びに関連「法令」等と、その業務の広さと底の深さをつくづくと、感受したわけであります。

これらの業務を遂に完全にマスターをして、業務の拡大、施策の樹立を図ったならば、行政書士として十分に「飯を食へる」ことができるものと確心した次第であります。しかし、現況においては行政書士のみでは「飯が食へない」という疑問点もありますので、その施策等について、わたくしの意見を述べてみたいと思います。

### I. 行政書士を業としている人(会員)の研究意欲心をさらに向上せしめること。

前記に述べましたように、現在約1,400種類の業務の項目の中から、現況に適応したものから選出をして、逐

次マスターして行くことであるが、これがためには会の各専門委員を、さらに強力にして、会員の希望(現況)を適確には握をして、精力的、かつ積極的にし、時機を失せざるように、その教育(講習等)の徹底を図る必要があります。また各専門委員は、各人の専門分野について、「常にベテランであれとは申すわけではなく、会員の質問等については、時機を失せざ回答(電話等の活用も含む)を与へ、会員の業務の自信を高めることが肝要であると思います。

もちろん教育(講習会等)におきましては関連した官、公、署の人を招いて、行政書士のP.Rと認識を兼ね、その意志の通を図ることは言をまたないことであります。現在一部の会の専門委員部門は、以上の点について実行にふみきって実施されておりますが、会員の研究意欲を高めるには、さらに強力的な努力が必要だと思います。

### 2. 執行部員等のあり方について。

現在の執行部員の方は藤山会長以下、各員が現在の諸状況を見極めて、かつ中央との接しよくを保ち逐次その施策の向上に努力されておりますが、さらに第1項の全員の業務の研究意欲による質の向上と併行して、にせ行政書士の強力なる撲滅処置を実行し、ともに官、公、署との接しよくP.Rによる行政書士の業務の認識拡大を図り、積極的に中央に対しても具体的な意見の具申を述べ、あるものについては、政治的に波及するよう、意欲的な促進が急務ではないかと思います。また執行部員についても、会員の中には、若手でその業務の意欲に燃へ、またその途のベテランがいることからみて、会の在籍期間が古いかから、また部員を一つ

の自己の肩書きとして、会の向上促進に努力をしない人は排除すべきであり、人事の開発に大いに努めるべきであると思います。

「企業の経営」においても、人事の起用によって発展並びに倒さんの事例が世間に多くみられるように、「人」の起用がその業務を左右することは言をまたないと思います。要は「企業は人事管理にあり」と提言しても、やぶさかではないと思います。

識見有能で人格円満、熱意ある藤山会長を補佐して、会の運営施策を、さらに促進向上し精力的に努めるべきだと思います。即ち「補佐する人（部員）」は上に立つ「長」の意図をよく読みとり先手先手をもって（業務の分析）いやしくも「長」の意図を誤まらせ、かつ判断力を弱めてはいけない」と思います。

なお、教育（講習等）は会員が直ちに「実」になるよう、さらに施策の促進向上が必要で、また会員が進んで参加するように対策を樹立することが必要であると思います。

藤山会長及び鈴木日行連会長に声を大にして申し上げたい。

藤山会長、あなたの背後には全道の会員約1,000名！ 鈴木日行連会長、あなたの背後には全国の会員約15,000名！ がおりバックアップしていることを銘記され、行政書士の業務の施策実行に当っては、大勇をもって、あたって頂きたい。

なお行政書士の資格について、45年10月佐賀県の会員、48年1月の九州支部の会員が、日行連会報に「法第2条」の資格の改正について、意見の具申がありましたが、全く同感あります。これは、行政書士の業務の確保及び置位の向上等からみても、その実行を図ることは急務の一つであり、両会長に強く要望する事項であります。

### 3. 上、下、左、右、の調和に努めること。

前各項にも関連しますが、「何事をするにも上、下、左、右の調和」が大切であることは言をまたないと思います。この調和が欠けたとき「物」は破かいし業務の促進向上はあり得ない。特に執行部員においては、常に念頭におき会の運営を円滑に、強力的及び弾力的に促進することが必要であり、会員の信頼に答へなければならぬと思います。

いたづらに派閥にとらえられて人の調和を破かいすることは、最も戒めなければならない。この調和が完全になされたとき人は倍もの自己の力を出し、团结心が生まれ、何事も完遂できるものと確心する次第で

あります。

以上の三項目について簡単に申し述べましたが、要は会員は行政書士としての「誇り」を保ち、業務の内容を再確認して、疑問点については、各専門委員に積極的に連絡申し述べ、その疑問点の解決により自信を保ち、逐次業務の拡大を図るように努力すべきであり、もちろん教育（講習等）には積極的に出席して、自己の「力」の向上を図るべきと思います。

各専門委員は自己の専門事項については、常に上司と左右（官、公、署）との調整研究を図り、会員からの質疑事項に対しては、速やかに回答を与へ（ゴムマリを壁に投げれば直ちにはねかえるように）。会員の信を得るために努力することが必要と思います。

また、執行部員等は、会長の意見を、よく読み取り、先手、先手を打ち、会員の質の向上と併行して、精力的に諸状況を見極めて、さらに業務の拡大施策処置を促進実行し、かつ上、下、左、右の調和を図ることにより団結の強化が確立され、行政書士業は益々発展し、社会的地位が向上することになると確信する次第であります。

しかし、これらについては会員の絶大なる協力支援が必要であり、藤山会長及び上層部（日行連）は大勇をもって、時機を失せず決断と実行を図ることが特に必要なものと思考されます。

紙面の都合上、これをもって一応意見を申し述べましたが、賢明なる諸兄のご判読を希望する次第であります。

## 「北と南」の親睦

去る6月16日日行連総会に出席した両会代議員において、相互に会の運営を語り、親交を深めたが次は、沖縄会からのたよりである。

前暑 日行連総会終了後、北海道の宿舎で一方ならぬお世話に預り誠に有難うございました。

北と南との親善に全くふさわしい記念すべき有意義な宴席だったと信じてやみません。大変な負担をおかけしたことを恐縮しております。

北海道の限りないご発展を期待し来年同席でお逢い出来ることを切望してお礼にかえさせて頂きます。

沖縄県行政書士会  
副会長 福里栄記  
宮里政林

## 日行連総会に出席して

48年度日行連代議員 細木貞次

ありますが、理事定数の増員には問題があると思いました。

公式には「業務の分業が8部制だから1部4名として最低32名の理事が必要」とか、「各単位会長を理事にすることが望ましい」が、増員説の論拠のようですが、「連合会の役員をやらないと叙勲の対象にならない」という出所不明の非公式のささやきこそ、増員説を最も説得力のある論拠にさせているのではないか、とオクソクをたくさんしくするのは不そんのそりをうけるでしょうか。

敬愛する藤山会長は、「単位会であっても、地方支部であっても、本当に行政書士として社会的に貢献した者こそ叙勲の対象になるべきだ。連合会の役員をやらなければその対象にならないというのが、政府機関の考えであるとするならば、それは改められるよう連合会執行部は努力すべきだ」と言っております。まさに至言であります。

私は、いまの叙勲制度の傾向から「勲章はもらわない方が名誉だ」と思っていますが、黒島君に言わせると、「70ぐらいになって余命年数が少なくなるとクンショーモホくなるさ——」と言うことのようですが。

横道にそれましたが、単位会の会長を含めて連合会の役員の中に、藤山会長ほどの見識をもったセンセイが何人いるでしょうか。

さて、北海道代議員団は、総会に臨む方針として、次のように意思を統一しました。

① 理事の増員には原則的には賛成できないが、多数意思には従う。

② 原案が可決されたときは、増員される理事は能力のある活動家を推せんするように、各単位会に積極的に呼びかける。

③ 副会長候補には、藤山会長を積極的に推せんし、その際は北海道から理事に1~2名を送る。(1名のときは星、2名のときは星、黒島)

④ 選考委員は黒島

⑤ 連合会を私物化するような或は、肩書だけをほしめる幹部は排除する。

⑥ 質疑・討論のエースは黒島、2軍は細木。

未明まで続く私達の熱心な論議をじっと聞いていた藤山会長は、結論に至ったところで「個人的には不満もあるが、総会では代議員団の決定に従う」ことを明かにしました。

この辺で再び表舞台に戻りましょう。

「法規部」の新設は、従来の「法規特別委員会」を常設化したものであり、会費の増額は、経済情勢の変動や事務局の強化を考えればある程度は容認もやむをえないものが

担当理事（小田企画部長・兵庫会長）は欠席、これがあると問題になる）、原厚生部長、井上監察部長、植村業務指導部長、山本広報部長青木副会長兼運輸交通対策特別委員長、宮沢経理部長の順に事業を報告して午前の議事を終りました。

午後の議場にはいったところ、テーブルの上に、6月16日付企画部長小田才一郎として鈴木連合会長、木村千代、三浦軍記監事宛の「公開詰問状」と題する文書が配られているのです。

その内容は、ことし4月21・22日の2日間にわたって、木村、三浦両監事は連合会事務局で、47年度決算の監査を行ない、その結果についての意見書を会長に提出しているのですが、前述の「公開詰問状」なるものは、その監査意見書に対する反論とでもいいくもので、詰問状の冒頭には「企画部長として監査の結果は誘導彩飾報告の疑いがあるので詰問する」と、全体の調子は大変オクターブの高いものでした。

午後の質疑討論は、北海道会がトップを切って私と黒島君が質問しました。

執行部全体としての意見（意思）統一が充分でなく、また組織の中核にある役員の1部に機関を軽視或は無視して、個人的または独断的行為が目立ち、時には責任を他に転嫁する答弁も見られて、全国行政書士会の中央機関としての指導性に大きな疑問を抱いたものです。

このことは、役員人事にも言えますが、わが北海道会から役員選考委員として参画した黒島副会長の努力にもかかわらず、肩書きや名誉心に異常な関心をもつ者、或はここ数年総会が開催されたことのない単位会の会長、人口に比較して会員数が極端に少ない単位会の会長、近い過去における連合会執行部の首脳として目に余る独断専行の責任を問われ、罷免同様の結果で辞任した単位会長のほか、総花式に理事にあがった単位会長など、まさに時代逆行型の新執行部が成立しました。

反面、指導力のある単位会長が「10ばひとからげ」に扱われ、或は単位会長の職はないけれども、中央機関で活動させたらすばらしい能力を發揮するであろう有能な活動家が、野に置かれる結果になったようです。

北海道会から藤山、星、黒島の3氏が理事に選任されました。代議員団の一致した意見で、ただちに就任を辞退しました。その理由は、星副会長或は黒島副会長から会報などで報告されるかと思いますが、かつての連合会執行部の二の舞を踏みたくない、というのが卒直な私達の願いによるものです。

誤解を招かないように申しあげておきますが、こんど選任された役員のすべてが、前述のような人物ばかりではなく、ほんの1部ですが、尊敬に値する役員もおります。そのような役員の所属する単位会は、会報なども定

期に発行され、研修、啓発活動や支部活動もなかなか活発で、各級機関（単位会役員会、支部長会、綱紀委員会、専門委員会、支部役員会など）の会議での論議も白熱し、決定したことは一般会員も積極的に実行するということが、習慣化されているようです。

行政書士法の改正は、私達にある種の危機感を呼び起こしましたが、私達の全国組織である連合会は、まだまだここんとした状態が続くものと思います。単位会の中にも、会長の好みで組織を運営しているところも少なくないようで、前途の遠いことをあらためて痛感せられました。

しかしながら、一方では単位会の活動家の中に、会長でもなく副会長でもなく理事でもなく、専門的部門の一委員として或は支部活動家として、地味な活動を続いているいく人々と知り合うことができたことを喜びました。

そしてこんどの総会での最大の収穫の1つは、全国47単位会の最北端の北海道会と、最南端の沖縄会と交歓できたことです。

私の所属する釧路支部では、私が代議員として出席するにあたり、北の果ての釧路支部と南の果て沖縄会の代議員と、友情と連帯の握手をしてくることを命じられまして、交歓のしるしとして釧路のペナントと絵はがきを持参しました。総会終了のあと、北海道代表団のへやでささやかな交歓パーティーをやり、沖縄会の宮里政林、福里栄記の両副会長（代議員）は私達の申し入れを快くうけられて、沖縄民謡を全員で合唱したり、見かけと違ってアルコール類は不得手とする黒島副会長が、正調ソーラン節をはじめ北海道民謡をタップリ披露するなど、しまいには青木大阪会長、田中義男愛知会代議員などの飛び入りも参加して、ささやかながら文字どおり「友情と連帯」の交歓パーティーは夜のふけるまで続きました。

沖縄会のおふたりは大感激して、「帰ったら役員会を開くので、その機会に皆さんの友情を必ず伝えます」と言って再会を約し、また南と北に別れました。

「根室半島沖地震に際し、道内のみなさん、井上福岡会長、中島静岡会広報委員長（前連合会広報委員、連合会会報編集者）など多くのみなさんからご丁寧なお見舞をいただきました。さいわい私をはじめ、釧路支部会員には被害はありませんでした。

私事で恐縮ですが、ご心配をいたいた皆さんに厚くお礼を申しあげます。

ともあれ、前途はまだまだきびしいものがありますが、北海道会は藤山会長、星、黒島副会長はじめすぐれた指導者によって、全国的にも高い水準を誇るに足る単位会であることに自信をもって、行政書士制度のいっそうの飛躍のために地方支部活動に微力を尽したいと思います。

## 旭川支部総会に出席して



6月16日(土)午後1時より富国生命ビル内で、48年度旭川支部定期総会が開催された。時あたかも日行連総会出席のため会長副会長が上京、高田総務部長が会長代理として出席した。会場がビル6階なので旭川市内が一望され伸びゆく旭川市をかって軍都と言われた終戦以前と比較し変わった街を眺め驚いた。

総会は事業決算報告、事業計画案、収支予算案の審議にあたり、ニセ行政書士対策とその処置について審議したが、会員の多数の質問などで場内も活気を呈したことが印象的であった。支部会員102名を擁している支部であるが、旭川市居住以外の地方の会員もあり、その各種の取組めにも支部執行部は相当のご苦労があるものと推察する。上川百万石とも言われる農業地だけあって、宅地造成関係農地法関係の業務の多い支部で、旭川市の発展に寄与していることも大なるものがあると感じた。

## 釧路支部総会

### 無料相談、非書士対策を強化

### 記名印の使用励行を要望

釧路支部は48定期総会を6月2日午後1時半三吉会館で開催、'47の事業及び決算報告を承認して、48年度の事業計画と予算案を審議した。

事業の中では、毎月1回釧路市役所ロビーに行政事務相談デーをもうけ、この日は支部員がここにつめて、市民の相談に応ずるだけでなく、書類も無料で作成して地域住民と書士が対話につとめるが、ゆくゆくは行政事務相談を管内の町村役場を巡回して、年数回実施する考えである。また広報紙を発行する唯一の支部として、48年度は1回4→8ページだけで4回発行し、取材の重点を

啓発宣伝と非書士退治におくが、自動車登録関係では既に勇敢に違反者に対抗しており、本年度の同支部の活動な動きは大いに意義あるものとして、注目されている。

なお、細木副支部長は、出席の支部会員に対し、行政書士が作成した文書であることを立証する記名印、書士を表すネームプレート、バッヂを必ず使うことを要請した。

## 研修会、研究会日程決定 少数精銳主義により 前進図る札幌支部

札幌支部では、6月22日午後6時本会事務局に、野崎支部長、柏葉副支部長、岸尾、船水、平沢の役員が出席して、役員辞任並びに研修会日程等を協議した。奈良副支部長及び小川理事の辞任は、任期途中ではあるが文書で正式に辞任届けが提出されていること、また留任を特に望む事由も諸般の状況から見当らない為辞任を承認した。なお、平山理事の死亡により、理事の欠員が3名であるが、この日の会議で、前向きの姿勢で支部事業を推進する現支部役員として、敢えて役員を選ぶ方法をとらないで、残存のメンバーで任期中の仕事を消化することを申し合せた。7月、8月の支部主催行事は次のとおり。

1. 研修会  
(1)建設業許可申請と財務諸表 7月  
(2)運輸関係 8月
2. 研究発表会（青行会と共催）  
民法の中で「契約」を主として 8月
3. 農務資料第2編の刷成  
柏葉副支部長中心となり、農地、道路、河川、建設業の許可申請様式の実務的もの 8月
4. 辞退役員の業務は、本村、船水両支部員に協力を依頼
5. 農務研修会を兼ね、本州支部を視察する旅行会  
(野崎、平沢が担当)

新支部長に猪本氏選出  
空知支部総会開く

空知支部では48年度定期総会を、4月21日午前11時から栗山観光センターで開催、前年度の事業及び決算報告を承認、48年度の予算と事業計画を審議して原案どおり可決した。改選期のため、役員及び議員の選出は5名の選考委員によって協議の結果、次のとおり決定承認された。カッコ内は事務所所在地。

支 部 長 猪本 久治（岩見沢） 新任  
副支部長 高杉 彦也（栗山）  
山本 留吉（岩見沢） 再選  
竹内 茂一（深川）

庶務部長 小幡 明夫	新任
業務部長 得能 幸雄（深川）	
会計部長 兼 理事 鈴木勘之助（岩見沢）	
監 事 笹田 磐（岩見沢）	
但野 万吉（由仁） 再選	
代 議 員 豊島昭二郎（美唄） 再選	
柴田 克之（滝川）	
高杉 彦也（岩見沢）	



猪本空知支部長

会員のうごき

昭和48年6月28日現在

月日	事 由	支 部	会員番号	氏 名	住 所	電 話
4. 6	入 会	小樽	1480	三 浦 哲 夫	小樽市緑1丁目2番1号	25-1801
9	"	旭川	1481	児 玉 源太郎	旭川市末広東1条1丁目48の66	52-5080
9	"	"	1482	海 野 幸 作	上川郡東川町西4号北32	9911-3523
9	"	札幌	1483	山 北 南	札幌市東区北18条東13丁目7の2 久保田内	721-2969
11	"	"	1484	宮 下 孝 之	恵庭市京町3番地	2-3418
12	"	"	1485	南 喜 義	札幌市豊平区平岸2条8丁目94	841-0626
13	"	"	1486	山 本 潤 治	札幌市北区北27条西5丁目	711-6370
14	"	函 館	1487	逢 見 谷 正 夫	函館市中島町18番15号	23-6406
14	"	空 知	1488	辻 川 光 俊	滝川市大町234番地	3-0439
19	"	札幌	1489	米 田 正	札幌市白石区本郷通12丁目北20	871-7414
20	"	"	1490	宮 本 悅 次	札幌市中央区大通西15丁目 津田ビル	611-9162
20	"	"	1491	中 澤 善一郎	札幌市中央区宮の森34番地8	621-4506
23	"	"	1492	安 藤 寿 建	札幌市西区琴似24軒4条4丁目 三清荘	6621-1228
23	"	網 走	1493	石 川 后 郎	紋別市花園町2丁目	3-2959
5. 1	"	札幌	1494	浅 倉 弘	札幌市西区手稲西野751-4	661-3469
1	"	"	1495	佐々木 照 雄	札幌市中央区北2条東2丁目 中央ビル	251-1622
7	"	函 館	1496	佐 藤 正 之	茅部郡森町字上台町148番地	
7	"	札幌	1497	大 木 稔 唯	札幌市白石区北郷2条4丁目	871-6520
16	"	網 走	1498	黒 義 勝	紋別郡雄武町緑町	24-3753
22	"	釧 路	1499	増 田 哲 美	釧路市白金町19番1号	3-3640
22	"	網 走	1500	遠 藤 隆 二	斜里郡斜里町本町17	49-2852
22	"	函 館	1501	鈴 木 壮 康	亀田市桔梗町59番地152	251-3413
26	"	札幌	1503	野 崎 勇 藏	札幌市中央区南2条東2丁目	251-4362
6. 6	"	"	1504	長 谷 川 清 兵 衛	札幌市中央区北4条西2の1 上田ビル	571-9083
8	"	"	1505	佐 藤 忠 男	札幌市南区川沿町1876	251-0866
12	"	"	1506	村 木 実 寒	札幌市中央区北4条西27丁目	752-6764
14	"	"	1507	吉 田 友 之	札幌市東区栄町8番地67	

月 日	事 由	支 部	会員番号	氏 名	住 所	電 話
4. 19	退 会	函 館	679	須 藤 勝 美	龜田市龜田町字昭和225	
28	"	札幌	900	松 本 要 一	札幌市中央区北1条西8丁目 丸二ビル	
5. 24	"	釧 路	1075	郡 司 掛 広	釧路市春採142番地	
16	"	網 走	120	山 根 光 治	網走郡津別町字西2条32番地	
28	"	札幌	1150	松 村 政 志	札幌市中央区南6条西14丁目	
6. 4	"	"	738	平 山 信 則	札幌市豊平区月寒東2条5丁目107	
2	"	"	652	曾 根 義 義	札幌市南区川沿町479	
25	"	旭 川	1351	向 井 一 郎	空知郡上富良野町東1線北24	
25	"	函 館	747	亀 松 吉 美	河西郡芽室町東3条2-20	
4. 11	變 費	留 莺	181	橋 本 雄 一	留萌市五十嵐町	2-3956
21	"	室 蘭	1260	今 川 忠 雄	苦小牧市旭町4丁目3番17号	
21	"	旭 川	1357	吉 田 義 信	名寄市西町3区48	
24	"	札幌	1323	田 代 義 博	札幌市中央区南14条西19丁目 湧泉荘	
28	"	"	1149	斎 藤 久 孝	札幌市豊平区月寒東5条11丁目4の7	
28	"	釧 路	560	三 浦 孝 作	釧路市若竹町3番3号	
5. 24	"	札幌	887	三 上 賢 作	札幌市中央区山元町1594の1 道住511号	241-0361
5. 1	變 費	室 蘭	1159	三 宅 宮 松	室蘭市東町1丁目19番10号	
1	"	"	792	桑 原 浅 之 藏	"	
1	"	"	1137	沢 里 忠 藏	"	
1	"	"	1450	斎 藤 清 夫	"	
1	"	"	1371	小 杉 貞 夫	"	
7	"	札幌	8	横 路 雅 美	札幌市中央区大通西21丁目 伊藤方	631-6191
22	"	室 蘭	896	木 村 泉	室蘭市幸町3番8号	
25	"	釧 路	1296	鈴 木 寛 司	釧路市川上町10丁目1 中西ビル	
6. 1	"	札幌	1181	中 島 正 美	札幌市中央区北2条西9丁目 青山ビル2F	241-2893
2	"	"	286	庄 內 直 吉	札幌市北区北27条西8丁目	731-1810
4	"	"	891	奥 田 和 男	札幌市白石区北郷1条4丁目468の90	861-5943
7	"	釧 路	1283	佐 藤 定 雄	釧路市末広町6の2 中央ビル内	22-3461
8	"	札幌	1468	末 政 才 治	石狩郡当別町幸町 富永建設独身寮	3-2620
9	"	"	800	小 平 忠 忠	札幌市東区北45条東1丁目	
18	"	日 高	259	工 藤 健 一	静内郡静内町字古川町109	
18	"	札幌	1235	大 川 喜 代 治	札幌市東区北33条東6丁目	
21	"	函 館	1378	菊 地 亀 之 助	函館市千歳町27番6号	
18	變 費	十 勝	350	榎 波 弥 一 郎	河東郡鹿追町南町1丁目22	
7	轉 出	釧 路	1428	田 井 純 二	深川市3条10番28号 得能事務所内	
14	"	留 莺	1145	瀬 戸 煉	旭川市春光町5区219番地の10	

・函 館 支 部	須 藤 勝 美	48. 4. 19	逝 去
・網 走 支 部	山 根 光 治	48. 5. 16	逝 去
・札 幌 支 部	松 村 政 志	48. 5. 28	逝 去
・札 幌 支 部	平 山 信 則	48. 6. 4	逝 去

謹んで御冥福をお祈りいたします。

## 『まず歩き始めよう』 本会運営との調和を 監査委員会初会合

非行政書士の違反行為排除を最終目標として、監査委員会の初会合が7月6日15時30分札幌第一ホテルにて開催され、藤山会長、星監査部長、葛西同副部長、中野部員、佐々木、南部、船水、大滝、阿部、松下の各委員、それに高田、成田、大瀬代、長谷川の各部長が出席、正副委員長の選任、委員会の機能等を協議した。委員長には業務実績が買われて葛西義雄、副委員長には青年のエイ知とエネルギーを期待して、札幌青行会の佐々木兄一の両氏が互選により就任した。

委員会の運営については、開会当初藤山会長は、本会運営との調和をという希望を出した。

監査部門機構団（裏表紙）にあるように、この委員会は本会の諮問機関であり、委員は監査部の機関要員に当たる。在札委員と各支部選出の推進委員が協働し、それぞれが収集調査した違反事実を、委員会は取扱選択することなく、すべてを本会に提出するもので、取扱うものが①的要素が強く、半面職域確立の建て前から調査作業の遅れは許されないので、綿密と果斷が委員に要求される。

外に向かって働きかける切迫した時であり、権限は会長（最高機関）にあるが、権限機能にこだわらないで、是々非々の精神で収集調査することにしている。当日の話し合いでも、壁は厚かろうが、発足第一段階として、「誰かがしなければならない業務だ、まず委員会として歩き出そう」という積極的発言が大方の空気であって、出席した長谷川経理部長は、「実に大事な仕事なので、総会承認予算は新設部門としての骨格予算である。業務を必要な経費なら、理事会にはかり更正予算を大きく組みたい」と、これまた前向きの発言があった。

### 戸籍手数料一部改正

今回戸籍手数料令の一部が改正されたので、お知らせする。

記

政令第156号

戸籍手数料令の一部を改正する政令

内閣は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第5条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

戸籍手数料令（昭和24年政令第140号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条中「50円」を「70円」に改める。  
第4条中「50円」を「70円」に改め、同条第2項ただし書中「400円」を「500円」に改める。

附 則

この政令は、昭和48年7月1日から施行する。

### 監査部の運営について

会長 藤山利夫

本会運営は、各部門（総務、業研、経理）が、役員相互の努力と協力によって均衡のとれた運営が出来るようになったことは喜びに耐えません。本年度新設された監査部については、行政書士の職域確立のため、極めて重要な部門であることはご承知の通りであります。

行政書士は、一般的に各種の行政機関に提出する書類、その他権利義務に関する書類の作成を業とするもので、住民の負託に応えてこれを行ない、行政を円満に推進させるため、正確かつ迅速に業務を処理して社会的に貢献をしている職業であります。

本年度の会の推進目標である「職域の確立」は、法が公布されて以来23年間に亘り放縱な運営が違法行為者、団体等に既成事実をもたらしており、今後この回復を図るために、一層自主運営を強化すると共に業務の受託体制を整備しなければなりません。更にまた、会員の資質を向上し、行政書士制度の認識をうることにあるのであります。

昨年来、一貫して職域確立のためのあらゆる問題点を解明しつつ積極的な運営が行なわれ、業務の専門化も業研部の指導により、やや理解をされるに至っております。専門業としての行政書士の意識を持つことが何より社会的認識を得られる要素であると考えます。

今回発足を見ました監査委員会の設置は、多少遅きに過ぎる感はありますが、本会の運営体制と会員の意識との調和が図られつつあるとき、更に一段と内部体制を固定化しながら、外部に向って本会発展の障壁となる諸問題について調査、分析する必要性が生じ始めたためであります。

監査制度は、俗に言う取締りや摘発にのみあるものではなく、行政書士業務の発展のための根本に関連する幾多の問題点について、違法行為者等によって業務の侵害をされている現状の把握や、如何にして侵害されるに至ったなどを具体的に調査、分析し、これらを適法に合致せしめる方法等を考察するための機関であり、本業会発展のため、対外的に、また対内的に極めて重要な役割をするものであります。

従って、監査部の活動に当っては、広く社会の諸情勢を察し、行政書士の職域を確立、確保するために非行政書士行為者を排除することがその使命ではありますが、常に綿密周到な施策のもとに諸調査が行なわれその調査成果は本会運営発展の資として活用されるなど、各部との連絡調整の緊密化を図りつつ、本来の目的達成に当ることが望ましいものであることを充分ご理解の上、運営されることを希望いたします。

### 支部めぐりーその5ー

### 旭川支部の巻

## 『非書士の絶滅』が支部長の願い



荒 支部長

旧陸軍7師団司令部所在地いわゆる軍都旭川は、今は道北の拠点として産業、交通の中心的活躍をしている。

五十嵐市長の市政指標にも

△美しい自然と親密にまじわることのできるまち

△精神と頭脳が人間的ゆたかさによって成長していく  
ことができるまち

△はたらくことの喜びがあるまち

がかかるれている。旭川市で30名余り支部員は100名が日々行政書士業務をしているが、伸びる旭川市とその周辺の発展により、官庁への届出や許可申請は、交通、農地等巾広い分野でふえている。そのため支部では今年は、支部主催で交通、建設等の研修会をやり、行政書士が自信をもって業務をする体制をととのえるそうだ。6月の支部総会で支部員から、支部執行部の事務処理のことで体制強化を要望されたが、この辺が支部長として頭の痛いところらしい。今年の旭川支部の目標を、荒支部長にたずねると

「土地柄、建設土木、交通、運輸、それに民事の仕事が多いので、本会の研修の間をぬって、支部でも実施したい。私がやりとげたいのは、モグリ書士をなくすることだ。先日も私を訪れた書士がいた。行政書士の名刺をもっているが、調べてみたら未登録。行政書士法の存在

も知らない。法の趣旨、内容をこんこんと説明して帰つてもらった。かつての知人だから悪意はないと考えるが、さがしたら似た例は相当あろう。本会作成のパンフレット出来次第、関係官庁、団体を訪問して、非書士排除について協力を訴えるつもりだ。この仕事は私の一生のがいである。」市の統計によると、旭川市内交通事故は、昭和42年に1,425件発生し、1,800が死傷者だが、47年には実に2,186件、死傷3,069人にふえている。また、自動車の登録は46年度ですから5万台を超えていて、行政書士の業務が目の前にあるわけで、反面、非書士がいることは、荒支部長の言をまつまでもないことだろう。

おわりに、荒支部長の最近の考え方をお伝えする。

「支部長ともなれば、八方美人では絶対通用しない。敵千人味方千人、毒とも薬ともなるの覚悟でなければ、会員を統率してゆけないこの頂である。」

### ◆編集後記◆

毎回の会報発行にあたり編集委員が頭を悩ましていることは資料の不足です。会員各位のご意見、希望、随筆、感想文、俳句、川柳、コント、等なんでも結構です。ドシドシ投稿して下さい。

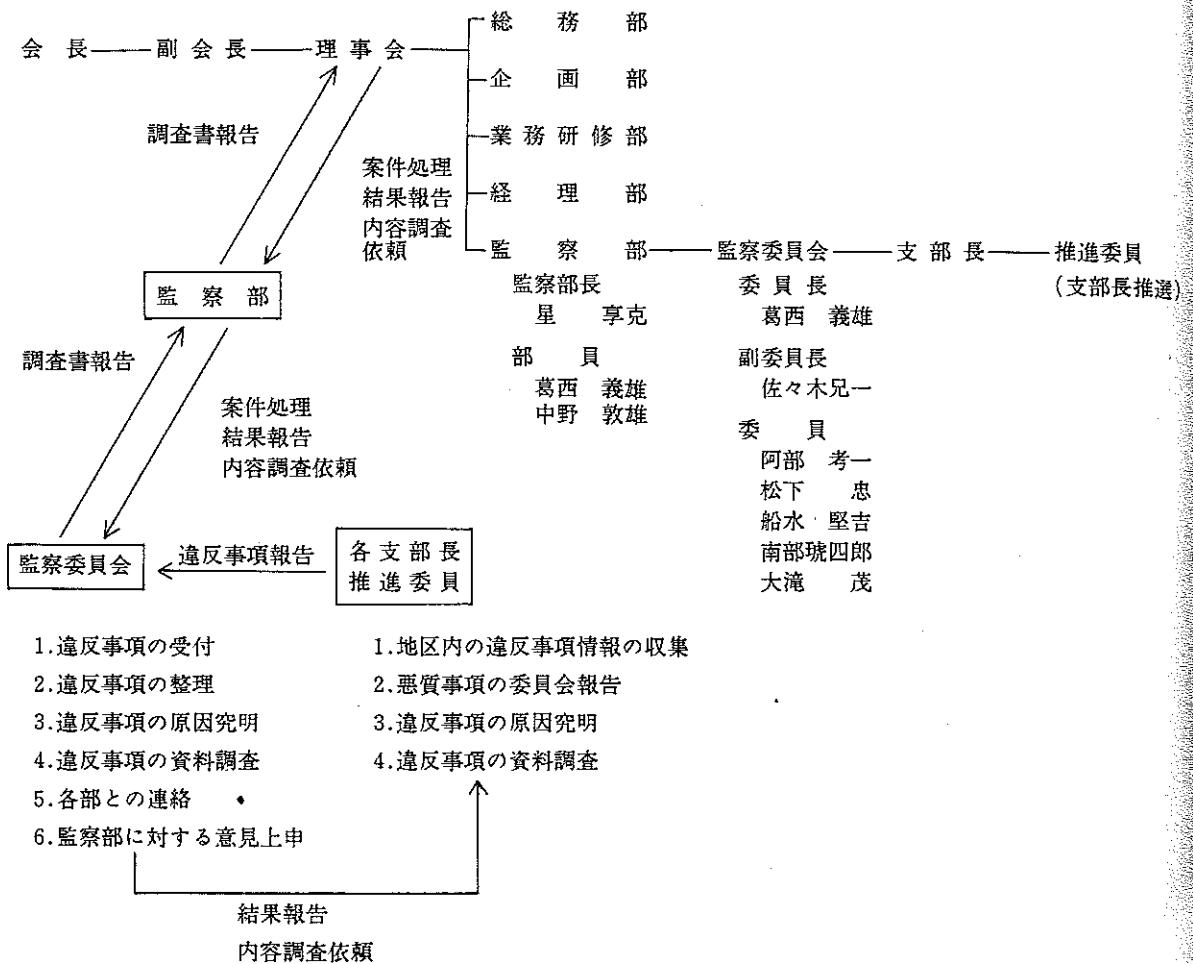
本月号に寄稿して下さいました細木貞次（釧路）、柏葉光雄（札幌）、橋本雄一（留萌）の諸先生に心からお礼申上げます。

成田企進部長、高田編集委員長

# 監察部門の機構きまる

7月6日の監察委員会で、監察部門の機構が下図のとおり明確になった。

監察部門機構図 (48.7.6)



73 第70号 昭和48年7月10日発行

北海道行政書士会

編集 企画部・会報編集委員会

〒060 札幌市中央区南1条西5丁目愛生館ビル5階

電話 251-4073・251-4061